

## 太湖の汚染（その4）：各種汚染防止対策の実施

中国では、このところ「環境取引所」が次々に設立されている。2007年11月、中国初の取引所が浙江省の嘉興市に設立されたのを皮切りに、2008年8月5日には「北京環境取引所」と「上海環境エネルギー取引所」、9月25日には「天津排出量取引所」が設立され、さらに、江蘇省も取引所の設立を計画している（日経、9月29日）。その江蘇省では、すでに8月14日から、主要汚染物質（SO<sub>2</sub>、COD）の排出権（枠）の有償使用と取引の試験作業が始まっている。同日、無錫、南京、蘇州、鎮江の各市にある5つの企業が当該市の環境保護局との間で、2009年分の汚染物質排出権有償使用契約に調印した。省政府が販売する排出権の価格は1トン当たりCODでは4,500元、SO<sub>2</sub>では2,240元に設定された。

江蘇省がこのような試験作業の実施を決めたのは2007年11月である。その計画によると、太湖周辺にある266社が重点的な監督の対象とされ、2008年からCODについて、さらに2009年にはアンモニア窒素や総磷（T-P）について、それぞれ排出権有料化モデル事業が始まり、最終的には水質汚染物質の排出権取引市場が構築されることになっている。有料化が本格的に実施されれば、企業が処理設備を高度化して汚染物質を減らすと期待されているが、同時に、1,000社以上の小規模化学工場が閉鎖に追い込まれるだろうと見られている。さらに江蘇省では、このようなモデル事業に先立って2006年から、省内3つの地域で、政府、企業、住民などが地域の環境問題について対話を行なう試みが始められており、それを太湖地域に拡げることが検討されている。

もっとも、江蘇省政府は排出権取引や対話によって太湖の汚染が簡単に改善される、と見ているわけではない。1996年制定の「江蘇省太湖水汚染防止条例」が改定されて、6月5日から実施され、悪質かつ違法な汚染物排出行為に対しては、上限で改定前の10倍に当たる100万円の罰金——この種の罰金として中国の最高額——が課せられることになった。同条例の実施にともない、南京、無錫、常州、蘇州、鎮江の5市における150の国営・省営重点企業に対して抜き打ち検査を行い、汚染対策が不十分である場合には、生産停止、資産凍結、状況公開などの処罰が課せられることになっている。

ところで、太湖の汚染問題への対策が採られるのは、言うまでもなく、今度が初めてではない。遠い昔の対策——例えば1982年には太湖の汚染問題の解決に係わる「太湖条例」が江蘇省によって制定されている——を別にすれば、それに対して本格的な取り組みが始まったのは2002年である、と見られる。この年には、国家重大科学技術プロジェクトとして「太湖の水質汚濁の抑制と水域修復技術および事業モデル」の実施が打ち出された。その後も、例えば国家環境保護総局は2005年5月、淮河流域・太湖周辺で「水汚染物排出許可証制度」を推進すると発表し、汚染物の排出者に対し、汚染物の種類、量、濃度、期間、排出方法などの規制を行なうことになった。

これらの対策にも拘らず、昨年5月の事件が起きてしまったことは、対策を謳うだけでは効果が得られないことを物語っている。省当局の中にも、太湖の汚染が封じ込められるまでには、かなり長い時間を要する、という見方を明らかにする者がいる。

（エイジウム研究所 上席研究員 木村 徹）